

下関港海岸(山陽地区)高潮対策事業 現地工事のお知らせ

次のとおり、下関港の山陽地区で護岸工事及び水門工事を実施しますので、付近を通行する車両や、航行または停泊する船舶は、作業に十分お気を付け頂くとともに、作業へのご協力をお願いします。

国土交通省 九州地方整備局 下関港湾事務所 TEL 083-266-3292

●作業概要

1. 作業期間

地区名	種別	作業船種	隻数	期間予定	作業時間	備考
山陽地区	水門工事	陸上作業及びクレーン付台船	1~2隻	令和5年7月上旬~令和6年3月下旬	日の出~日没	※警戒船 1隻 配備 濁り監視船 1隻 配備

※原則として土曜、日曜、祭日を除き作業を行います。

2. 作業の場所

(図-1、2参照)
工事実施箇所 に示す場所

3. 作業概要

(図-3、4、5、6参照)

新川水門

- ・工事に先立ち、杭打ち箇所の支障物を確認するため、潜水土船を使用して磁気異常物の探査を行います。
- ・上部より潜水土により電気防食を取り付けます。
- ・陸上からクレーンを使用し仮橋撤去組替及び設置を行います。
- ・海上及び仮橋上から海上・陸上クレーンを使用し鋼管矢継手処等を実施した後、仮設足場及び支保型枠、鉄筋組立のちに上部工を打設します。

宮崎水門

- ・海上から起重機船により建設機械を現地に搬入します。
- ・陸上から陸上クレーンにより上部嵩上げのためコンクリート打設を行います。また、陸上から陸上クレーンにより消波ブロックを撤去します。
- ・海上から潜水土船により帆布を敷設し、クレーン付台船及びバックホウにより基礎捨石投入を行います。
- ・陸上からパイロハンマ、油圧ハンマ及び陸上クレーンにより鋼管矢板及び鋼管杭を打設します。

4. 安全対策

護岸工事、水門工事 (図-7、8、9、10、11、12参照)

- 1) 工事の着手に先立ち、「工事のお知らせ」のポスターを作成し、漁業関係者、海事関係者へ周知します。
- 2) 本工程においては、起重機船、クレーン付台船等の作業船による作業が生じることから、海上衝突予防法の規定に基づく形象物の掲示、玉ブイによるアンカー設置箇所の表示を徹底します。
- 3) 潜水作業中は、海上衝突予防法の規定による国際信号旗(A旗)を掲げ、潜水作業中であることを明示します。
- 4) 海上部に施工する基礎捨石については、標識灯(黄色4秒1閃光)を3基設置します。
- 5) 視界1,000m未満、波高1.0m以上、風速10.0m/s以上の時は作業を中止します。
- 6) 既設護岸前面の作業中は濁り監視用として監視船を配備します。
- 7) 既設護岸前面の作業期間中(周辺船舶に影響がある作業)は、工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を目的に、警戒の標識(緑、黄、緑の吹き流し)を掲げた警戒船で航行船舶の動静把握と付近海域の警戒を行います。
※警戒船は、別件護岸・胸壁工事と警戒業務を兼務にて配備
- 8) 作業の実施に当たっては、万全の安全対策を講じ、事故防止に努めることを受注者に周知徹底させます。

5. 情報の提供

作業に関する情報は下記で取り扱っています。
九州地方整備局 下関港湾事務所 TEL 083-266-3292

●航行または停泊する船舶へのお知らせ

工事作業中は下図に示す警戒船及び濁り監視船を配備します。



図-1 工事実施箇所(新川水門)



図-2 工事実施箇所(宮崎水門)

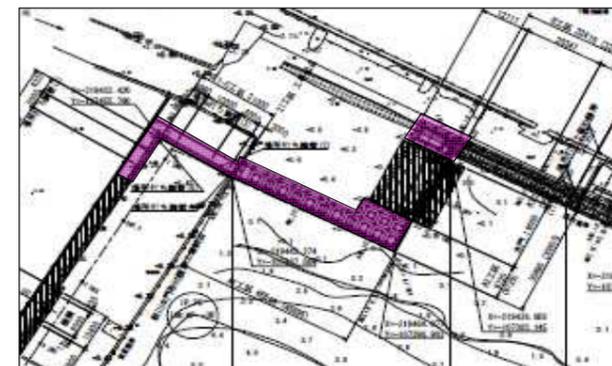


図-3 平面図(新川水門)



図-4 平面図(新川水門仮設)

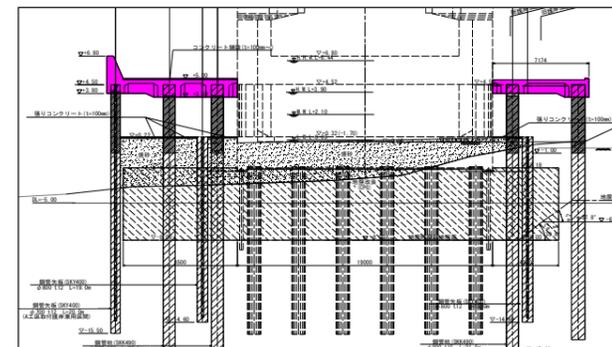


図-5 断面図(新川水門)

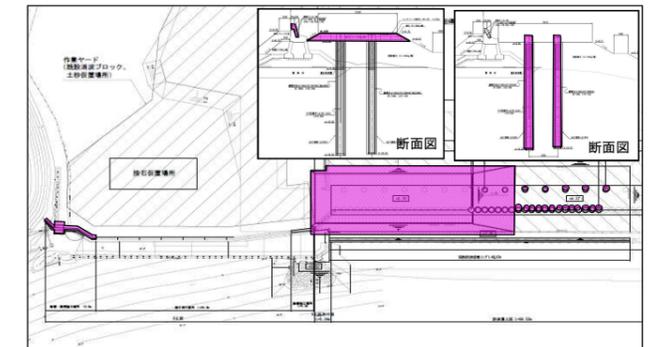


図-6 平面図(宮崎水門・9工区)

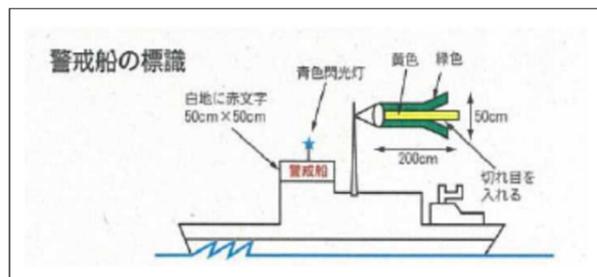


図-7 警戒船

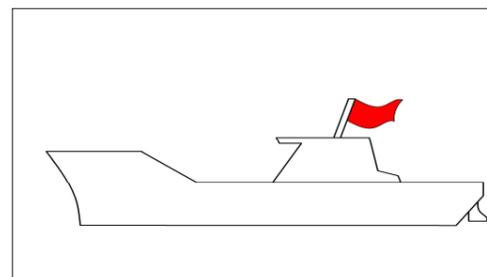


図-8 濁り監視船

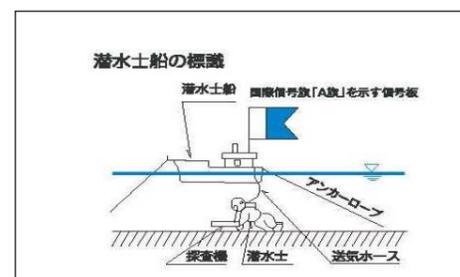


図-9 潜水探査概念図

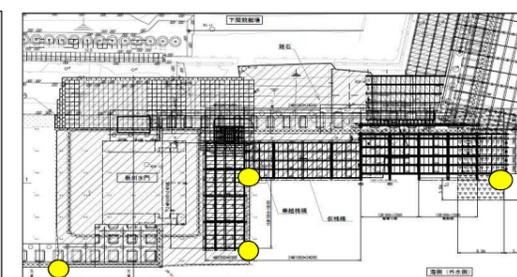


図-10 標識灯設置箇所(新川水門)

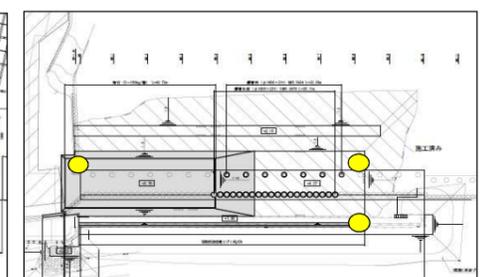


図-11 標識灯設置箇所(宮崎水門)

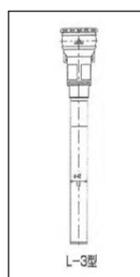


図-12 標識灯